

平成 22 年度
水質汚濁防止法等の施行状況

平成 23 年 11 月

環境省水・大気環境局水環境課

目 次

1	はじめに	1
2	特定事業場の状況について	1
	（1）特定事業場数	1
	（2）特定事業場の業種別内訳	2
3	水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法の施行状況について	2
	（1）水質汚濁防止法	2
	ア 届出関係、計画変更命令等	2
	イ 改善命令、一時停止命令及び地下水の浄化措置命令	3
	ウ 立入検査	4
	エ 排水基準違反	4
	オ 事故時の措置及び緊急時の措置	4
	カ 生活排水対策重点地域の指定	5
	キ 水質総量削減	5
	（2）瀬戸内海法	6
	ア 許可、措置命令	6
	イ 自然海浜保全地区の指定	6
	（3）湖沼法	7
	ア 湖沼特定施設等の届出関係、計画変更命令等	7
	イ 改善命令等	7
< 図表編 >		
表 1	排水量規模別特定事業場数	9
表 2	都道府県・政令市別特定事業場数	10
表 3	指定湖沼別湖沼特定事業場数等	13
表 4	特定事業場の上位 10 業種	15
表 5	特定事業場の業種別内訳	16
表 6	届出関係、計画変更命令等	23
表 7	改善命令、立入検査、行政指導件数等	26
表 8	計画変更命令、改善命令及び一時停止命令等の発動業種別内訳	32
表 9	排水基準違反、事故時の措置件数等	33
表 10	排水基準違反等の違反業種、違反項目別内訳	36
表 11	水質総量規制に係る指定地域内事業場数等	37
表 12	計画変更命令等、改善措置命令等、総量規制関連違反の内訳	39
表 13	瀬戸内海法に基づく許可、措置命令および届出等	40
表 14	瀬戸内海法に基づく不許可、措置命令等の内訳	41
表 15	湖沼特定施設等の届出件数等	42
参考	平成 20 年度からの施行状況の概要（水質汚濁防止法）	43

1 はじめに

水質保全行政の目標として、公共用水域の水質等について達成し、維持することが望ましい基準として環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく環境基準が設定され、これを維持達成するために各種施策が講じられているところである。

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「瀬戸内海法」という。）及び湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号。以下「湖沼法」という。）は、汚濁物質の主要な発生源である工場、事業場からの排水を規制すること等によって公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図っており、各種の水質汚濁防止施策のうちで最も重要な施策のひとつである。

本調査は、平成22年度におけるこれら水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法に定められている各規定の施行状況について、その件数や内容等を把握することにより、今後の水環境行政の円滑な推進に資することを目的として実施するものである。

2 特定事業場の状況について

水質汚濁防止法においては、工場、事業場から公共用水域に水を排出する者又は特定地下浸透水を浸透させる者は、特定施設の設置等に際して、所定の事項を都道府県知事（権限委任市長を含む。以下同じ。）に届け出ることになっている。

また、瀬戸内海法においては、瀬戸内海13関係府県のうち、瀬戸内海の水質保全に係るのある区域において工場、事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設（排出水の一日当たりの最大量が50m³未満である工場、事業場に設置される特定施設等を除く。）の設置等に際し、府県知事（権限委任市長を含む。以下同じ。）の許可を受け、又は届出を行うこととなっている。

一方、湖沼法では、指定湖沼の水質汚濁に係るがあると認められる地域（指定地域）において、指定施設の設置等の際には、所定の事項を都道府県知事に届け出ることになっている。

（1）特定事業場数

水質汚濁防止法及び瀬戸内海法の規定に基づき届出又は許可のあった特定施設を設置する工場、事業場（以下「特定事業場」という。）の数を表1に示す。平成23年3月末現在において、水質汚濁防止法上の特定事業場数は267,499（270,226）、瀬戸内海法上の特定施設を設置する工場、事業場の数は3,743（3,813）、合計で271,242（274,039）であり、平成22年3月末時点と比較すると、特定事業場数はやや減少した（括弧内数字は平成22年3月末時点の数値。以下この項目において同じ。）。また、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数は8（8）であった。

BODやSS等の生活環境項目に係る一律排水基準は、一日当たりの平均排水量が50m³以上の特定事業場に適用されるが、その対象事業場数は33,964（34,271）と全体の約13%である。また、カドミウムや鉛等の有害物質に係る一律排水基準は、排水量の多少にかかわらず、すべての特定事業場に適用されるが、一日当たりの平均排水量が50m³以上の特定事業場のうち、

有害物質使用特定事業場の数は 4,156 (4,179) で全特定事業場数の約 2%、一日当たりの平均排水量が 50m³ 未満の特定事業場のうち、有害物質使用特定事業場の数は 10,119 (10,348) で全特定事業場数の約 4%であった。なお、全特定事業場数に占める有害物質使用特定事業場の数は 14,275 (14,527) であり、全体の約 5%であった。都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の特定事業場数の内訳を**表 2**に示す。

一方、湖沼法に基づく 11 指定湖沼について、平成 23 年 3 月末現在における湖沼特定事業場等の数を**表 3**に示す。湖沼特定事業場の総数は 1,743 (1,688) であり、うちみなし指定地域特定施設を設置する事業場数は 760 (679) であった。また、指定施設及び準用指定施設の数はそれぞれ 84 (87)、1,022 (1,019) であり、これらを合計した事業場の総計は 2,849 (2,794) であった。

なお、これら 1,743 の湖沼特定事業場を指定湖沼別に見ると、釜房ダム貯水池 9、八郎湖 28、霞ヶ浦 284、印旛沼 164、手賀沼 76、諏訪湖 72、野尻湖 0、琵琶湖 635、中海 119、穴道湖 140、児島湖 216 であった。

(2) 特定事業場の業種別内訳

特定事業場を水質汚濁防止法施行令別表第一に掲げる業種別に見たときの、上位 10 業種を**表 4**に示す。数の多い方から順に旅館業、自動式車両洗淨施設、畜産農業となっている。なお、これら 10 業種の事業場数の総計は 205,417 であり、全特定事業場数の約 76%にあたる。

また、これら 205,417 事業場のうち、一日当たりの平均排水量が 50m³ 未満の事業場数は 184,645 であり、上位 10 業種全体の約 90%を占めることから、これらの事業場は概して規模の小さいものが多い。

特定事業場の業種別の内訳を**表 5**に示す。

3 水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法の施行状況について

(1) 水質汚濁防止法

ア 届出関係、計画変更命令等

工場や事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、水質汚濁防止法（以下この項目において「法」という。）第 5 条第 1 項に基づく届出を、工場や事業場から地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等を含む水を浸透させる者は、有害物質使用特定施設を設置しようとするときは、法第 5 条第 2 項に基づく届出を行うこととされている。また、法第 5 条の届出又は経過措置に係る届出をした者が、その届出に係る特定施設について、構造や使用の方法等を変更しようとするときは、法第 7 条に基づく届出が必要とされる。

一方で、都道府県知事は、それらの届出があった場合において、特定事業場の排水が排水基準に適合しないと認めるときや特定地下浸透水が有害物質を含むものとして環境省令で定める要件に該当すると認めるときは、届出を受理した日から 60 日以内に届出に係る特

定施設の構造や使用の方法、汚水等の処理方法に関する計画の変更等を命ずることができる（法第 8 条）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の届出関係、計画変更命令等に係る施行状況を**表 6**に示す。法第 5 条第 1 項に係る届出数は 5,307 件、法第 5 条第 2 項に係る届出数は 0 件であった。また、法第 7 条に基づく届出数は 3,539 件であった。

一方、法第 8 条に基づく計画変更命令等の適用事例はなかった。

イ 改善命令、一時停止命令及び地下水の浄化措置命令

都道府県知事は、特定事業場からの排出水が排水基準に適合しないおそれがあると認めるときや、環境省令で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるときは、期限を定めて特定施設の構造や使用の方法、汚水等の処理方法の改善を命じ、又は特定施設の使用や排出水の排出、特定地下浸透水の浸透の一時停止を命ずることができる（法第 13 条第 1 項、法第 13 条の 2 第 1 項）。

また、都道府県知事は、特定事業場において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該特定事業場の設置者や設置者であった者に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質浄化のための措置をとることを命ずることができる（法第 14 条の 3 第 1 項、同第 2 項）。

ただし、鉱山や電気工作物、廃油処理施設については、法第 5 条に基づく特定施設の設置の届出や法第 8 条又は第 8 条の 2 に基づく計画変更命令等の規定は適用されず（法第 23 条第 2 項）、この計画変更命令等について、都道府県知事は、これらの施設や鉱山を管轄する国の行政機関の長に対し、当該規定に相当する措置を執るべきことを要請することができる（法第 23 条第 4 項）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の改善命令、一時停止命令の発動件数を**表 7**に、発動の業種別の内訳を**表 8**に示す。

平成 22 年度における改善命令の件数は 16 件であり、一時停止命令の件数は 0 件であった。これを業種別の内訳（**表 8**）で見ると、改善命令については、畜産農業、保存食料品製造業に対して発動されたものがそれぞれ 3 件と最も多く、次いで畜産食料品製造業、弁当仕出屋・弁当製造業が 2 件となっていた。

一方、法第 14 条の 3 に基づく地下水の浄化措置命令の発動件数は 0 件であり、法第 23 条第 4 項に基づき都道府県知事から国の行政機関の長に対してなされた措置の要請件数も 0 件であった。

また、こうした改善命令等の発動までには至らないが、工場、事業場に対して指導や勧告、助言等の行政指導を実施した件数は 8,076 件であり、公共用水域関係では 7,975 件、地下水関係では 101 件であった。

ウ 立入検査

都道府県知事は、水質汚濁防止法の施行に必要な限度において、その職員に、特定事業場に立ち入り、特定施設や汚水等の処理施設を始め、特定施設において使用する原料や当該特定事業場敷地内の土壌、地下水等について検査させることができる（法第 22 条第 1 項）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の立入検査の状況を表 7 に示す。昼間立入が 40,672 件、夜間立入が 588 件で立入件数は計 41,260 件であった。なお、41,260 件のうち、瀬戸内海法上の特定施設を設置する工場、事業場に対する立入件数は 4,199 件であった。

エ 排水基準違反

法第 12 条第 1 項の規定に基づき、排水を排出する者は、排水基準に適合しない排水を排出してはならないこととされている。これに違反した場合は、6 か月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられる（法第 31 条第 1 項）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の排水基準等違反の件数を表 9 に、排水基準違反の違反業種別及び違反項目別の内訳を表 10 に示す。

平成 22 年度における排水基準違反の件数は 11 件であり、違反摘発の契機について見ると、都道府県警察又は海上保安庁の調査によるものが 11 件であった。

また、違反業種は酸・アルカリ表面処理施設、鉄鋼業が 2 件、畜産農業、水産食料品製造業、豆腐・煮豆製造業、紡績・繊維製品製造業、合成樹脂製造業、非鉄金属製造業、弁当仕出屋・弁当製造業が 1 件であり、違反項目は pH が 6 件、SS が 5 件、BOD が 3 件、COD、亜鉛、カドミウムが各 2 件、鉛、六価クロムが各 1 件（1 事例で複数の違反項目がある場合もあるので、違反業種別及び違反項目別の合計件数は必ずしも一致しない。）であった。

オ 事故時の措置及び緊急時の措置

特定施設の破損等により有害物質や油を含む水が公共用水域に排出又は地下浸透し、人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、特定事業場の設置者は、直ちに当該有害物質、油を含む水等の排出・浸透防止を図るべく応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況と講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない（法第 14 条の 2 第 1 項）。

さらに、特定事業場以外の工場や事業場で貯油施設等を設置する者についても、当該貯油施設等の破損等により油を含む水が公共用水域に排出又は地下浸透し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに当該油を含む水の排出・浸透防止を図るべく応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況と講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならないとされている（法第 14 条の 2 第 3 項）。

そして、都道府県知事は、特定事業場の設置者や貯油事業場等の設置者がこれらの応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、応急の措置を講ずべきことを命ずることができる（法第 14 条の 2 第 4 項）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の事故時の措置件数を表 9 に示す。法第 14 条の

2 第 1 項に係る届出数は 180 件（内訳：公共用水域関係 166 件、地下水関係 14 件）であり、法第 14 条の 2 第 3 項に係る届出数は 253 件（内訳：公共用水域関係 219 件、地下水関係 34 件）であった。

また、公共用水域において、異常濁水等の事由により水質汚濁が著しくなり、人の健康や生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合には、都道府県知事は、当該公共用水域に排水を排出する者に対し、排水の量の減少等の必要な措置をとるべきことを命ずることができるが（法第 18 条）、平成 22 年度に発動された緊急時の措置命令は 0 件であった。

カ 生活排水対策重点地域の指定

平成 2 年の水質汚濁防止法等の一部改正により、生活排水対策の推進のための制度が設けられた。都道府県知事は、水質環境基準が現に確保されていない等の公共用水域において、生活排水対策の実施を推進することが特に必要であると認めるときは、当該公共用水域の水質汚濁に関係がある区域を生活排水対策重点地域として指定しなければならない（法第 14 条の 7）。

また、生活排水対策重点地域をその区域に含む市町村（生活排水対策推進市町村）は、生活排水処理施設の整備に関する事項や生活排水対策に係る啓発に関する事項について、生活排水対策推進計画を策定しなければならないとされている（法第 14 条の 9）。

平成 22 年度における生活排水対策重点地域の指定は 0 件、指定範囲の変更を伴う指定地域の変更は 0 件であった。なお、平成 23 年 3 月末現在、211 地域（42 都道府県 336 市町村）で指定がされている。

キ 水質総量削減

昭和 53 年の水質汚濁防止法等の一部改正により、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海（指定水域）において、化学的酸素要求量（COD）を指定項目として、汚濁負荷量の総量を一定量以下に削減する水質総量削減制度が導入された。また、平成 13 年 12 月には、水質汚濁防止法施行令が一部改正となり、指定項目として窒素含有量及びりん含有量が追加された。

水質総量削減制度では、指定地域内の日平均排水量 50m³ 以上の特定事業場（指定地域内事業場）については、排水基準に加え総量規制基準の遵守が義務づけられている（法第 12 条の 2）。

都道府県知事は、法第 5 条又は法第 7 条の届出があった場合において、その届出に係る特定施設が設置される指定地域内事業場について、当該指定地域内事業場から排出される排水の汚濁負荷量が総量規制基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から 60 日以内に届出に係る汚水や廃液の処理方法の改善等の措置を採るべきことを命ずることができる（法第 8 条の 2）。

また、都道府県知事は、汚濁負荷量が総量規制基準に適合しない排水が排出されるおそれがあると認めるときは、期限を定めて当該指定地域内事業場における汚水や廃液の処理方法の改善等の措置を採るべきことを命ずることができる（法第 13 条第 3 項）。

一方で、指定地域内事業場の設置者は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、汚濁負荷量の測定手法を都道府県知事に届け出ることとなっている(法第14条第3項)。また、指定地域内事業場から排出水を排出する者は、排出水の汚濁負荷量を測定し、記録し、これを保存しなければならない(法第14条第2項)、本規定による記録をせず、又は虚偽の記録をし、または記録を保存しなかった者は、30万円以下の罰金に処せられる(法第33条)。

指定地域内事業場数及び水質総量規制に係る施行状況を**表11**、**表12**に示す。平成23年3月末現在における指定地域内事業場の数は11,314であり、平成22年3月末時点(11,610)と比較すると事業場数はやや減少した。指定地域内事業場の指定水域別の内訳を見ると、東京湾1,747(約15%)、伊勢湾3,459(約31%)、瀬戸内海6,108(約54%)であった。また、法第14条第3項に係る届出数は303件であった。

水質総量規制に関連する罰則の適用は0件、法第13条第3項に基づく改善措置命令も0件、法第13条の3に基づく指導等は15件であった。

(2) 瀬戸内海法

ア 許可、措置命令

瀬戸内海法においては、瀬戸内海13関係府県のうち、瀬戸内海の水質保全に関係のある区域において工場、事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設(排出水の一日当たりの最大量が50m³未満である工場、事業場に設置される特定施設等を除く。)を設置しようとするときは、府県知事の許可を受けなければならない(瀬戸内海法第5条第1項)。また、当該許可を受けた者が、その許可に係る特定施設について構造や使用の方法等を変更しようとするときも、瀬戸内海法第8条第1項の規定に基づく府県知事の許可が必要とされる。

一方で、府県知事は、瀬戸内海法第5条第1項の規定に違反して特定施設を設置した者や、瀬戸内海法第8条第1項の規定に違反して同項に規定する事項を変更した者に対して、当該特定施設の除却や操業の停止等、当該違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる(瀬戸内海法第11条)。

瀬戸内海法に基づく許可や措置命令等に係る施行状況を**表13**に示すとともに、措置命令の発動の業種別内訳を**表14**に示す。瀬戸内海法第5条第1項に係る申請数は302件、瀬戸内海法第8条第1項に係る申請数は444件であった。また、瀬戸内海法第11条に基づく措置命令は、第5条関係、第8条関係ともに0件であった。

イ 自然海浜保全地区の指定

瀬戸内海法において、関係府県は、条例で定めるところにより、瀬戸内海の内海地やこれに面する海面のうち、水際線付近において砂浜や岩礁その他、これらに類する自然の状態が維持されているものであって、海水浴や潮干狩りなど公衆によって利用されており、かつ、将来にわたってその利用が行われることが適当であると認められる区域を自然海浜保全地区として指定することができる(瀬戸内海法第12条の7)。そして、同地区内において工作物の新築や土地の形質変更、鉱物の掘採等をしようとする者には必要な届出をさせ、関係府

県は、当該届出をした者に対して同地区の保全と適正な利用のための必要な勧告又は助言をすることができる（瀬戸内海法第12条の8）。

平成22年（1～12月）における自然海浜保全地区の指定は0件、自然海浜保全地区内の工作物の新築等の届出件数は3件であった。なお、平成22年12月末現在における自然海浜保全地区の指定総数は91件となっている。

（3）湖沼法

ア 湖沼特定施設等の届出関係、計画変更命令等

湖沼法では、指定湖沼において、工場、事業場からの汚濁負荷の流入を極力抑制するため、従来の水質汚濁防止法による排水規制に加え、湖沼特定施設を設置する工場、事業場で一日当たりの平均排水量が50m³以上のものに対し、これを湖沼特定事業場として汚濁負荷量の規制を行うこととしている（湖沼法第7条第1項）。また、湖沼の水質汚濁の原因となる物を発生し、かつ公共用水域に排出している施設であって、湖沼の水質保全上排水規制により難しい施設については、これを「指定施設」として指定し、この指定施設を設置しようとする者は、都道府県知事に対し届出を行うこととされている（湖沼法第15条第1項）。

一方、湖沼特定施設について、水質汚濁防止法第5条第1項や第7条の規定による届出があった場合において、その届出に係る湖沼特定施設が設置される湖沼特定事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が規制基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から60日以内に当該湖沼特定事業場における汚水や廃液の処理方法の改善等の措置を採るべきことを命ずることができる（湖沼法第8条）。

平成22年度における湖沼特定施設の設置届出の件数（水質汚濁防止法第5条）は、**表15**に示すように252件であり、湖沼特定施設の構造等の変更届出の件数（水質汚濁防止法第7条）は185件であった。また、指定施設の設置届出（経過措置）の件数（湖沼法第16条第1項）、指定施設の使用廃止届出の件数（湖沼法第17条第2項）及び指定施設の構造等の変更届出の件数（湖沼法第17条第1項）は0件であった。また、湖沼特定事業場に対する計画変更命令等（湖沼法第8条）の適用事例もなかった。

イ 改善命令等

都道府県知事は、湖沼特定事業場において、当該湖沼特定事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が規制基準に適合しないおそれがあると認めるときは、期限を定めて当該湖沼特定事業場における汚水や廃液の処理方法の改善等の措置を採るべきことを命ずることができる（湖沼法第10条）。

また、都道府県知事は、指定施設を設置している者が、当該指定施設について都道府県が条例で定める構造や使用の方法に関する基準を遵守していないと認めるときは、期限を定めて当該指定施設の構造や使用の方法を改善すべきことを勧告することができる（湖沼法第20条第1項）。さらには、その勧告に従わないで当該指定施設を使用しているときは、期限を定めて当該指定施設の構造や使用の方法の改善を命ずることができる（湖沼法

第 20 条第 2 項)。

平成 22 年度における改善勧告(湖沼法第 20 条第 1 項)の件数は 0 件であり、改善命令(湖沼法第 20 条第 2 項)についても 0 件であった。また、湖沼法第 10 条に基づく改善命令等の適用事例も 0 件であった。

なお、こうした改善命令等の発動までに至らないが、湖沼特定事業場に対して指導や勧告、助言等の行政指導を実施した件数は、文書による指導が 181 件、口頭による指導が 161 件で、内容は処理施設の改善が 56 件、その他が 288 件であった(1 件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数と指導内容の件数は必ずしも一致しない)。

特定施設又は指定施設を設置する者以外の者への湖沼水質保全計画を達成するために必要な指導等(湖沼法 24 条)の件数は、口頭による指導が 1 件あった。

表1 排水量規模別特定事業場数

区 分		全 特 定 事 業 場 数	排 水 量 規 模			
			一日当たり の平均排水量 50m ³ 以上 の事業場数	うち有害 物質使用 特定事業場	一日当たり の平均排水量 50m ³ 未満 の事業場数	うち有害 物質使用 特定事業場
A 平成 23 年 3 月 末 現 在		271,242 (8)	33,964	4,156	237,278	10,119 (8)
	水質汚濁 防止法上の 特定事業場	267,499 (8)	30,472	3,534	237,027	10,095 (8)
	瀬戸内海法 上の特定 事業場	3,743	3,492	622	251	24
B 平成 22 年 3 月 末 現 在		274,039 (8)	34,271	4,179 (1)	239,768	10,348 (7)
	水質汚濁 防止法上の 特定事業場	270,226 (8)	30,728	3,551 (1)	239,498	10,317 (7)
	瀬戸内海法 上の特定 事業場	3,813	3,543	628	270	31
対 前 年 比 A / B		(99%)	(99%)	(99%)	(99%)	(98%)
	水質汚濁 防止法上の 特定事業場	(99%)	(99%)	(100%)	(99%)	(98%)
	瀬戸内海法 上の特定 事業場	(98%)	(99%)	(99%)	(93%)	(77%)

(注) 括弧内の数字は、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数で内数である。

表2 都道府県・政令市別特定事業場数(1)

		水質汚濁防止法上の特定事業場				瀬戸内海法上の特定事業場					
		総数	平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数		平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数		総数	平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数		平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	
			うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	うち有害 物質使用 特定事業場	うち有害 物質使用 特定事業場					
1	北海道	5,769	1,268	54	4,501	76					
2	青森県	4,036	338	12	3,698	25 (3)					
3	岩手県	4,766	599	50	4,167	83					
4	宮城県	4,857	458	40	4,399	68					
5	秋田県	3,459	539	43	2,920	70					
6	山形県	3,029	481	50	2,548	91					
7	福島県	5,461	700	163	4,761	233					
8	茨城県	8,252	880	102	7,372	121					
9	栃木県	7,325	1,000	70	6,325	157					
10	群馬県	3,138	626	56	2,512	85					
11	埼玉県	6,503	688	98	5,815	462					
12	千葉県	7,870	784	100	7,086	185					
13	東京都	1,585	104	8	1,481	267					
14	神奈川県	3,344	281	32	3,063	110					
15	新潟県	7,051	698	72	6,353	382					
16	富山県	2,508	402	86	2,106	118					
17	石川県	3,327	513	49	2,814	122					
18	福井県	2,074	324	49	1,750	61					
19	山梨県	4,621	420	41	4,201	139					
20	長野県	10,731	1,084	96	9,647	356					
21	岐阜県	7,748	993	87	6,755	163					
22	静岡県	7,901	1,210	154	6,691	110					
23	愛知県	9,026	1,230	235	7,796	344					
24	三重県	7,671	905	64	6,766	106					
25	滋賀県	2,831	462	127	2,369	209					
26	京都府	3,660	259	39	3,401	279	115	103	20	12	2
27	大阪府	1,898	144		1,754	148	234	215	24	19	3
28	兵庫県	7,226	558	91	6,668	461	337	312	65	25	7
29	奈良県	2,745	223	8	2,522	125	237	229	19	8	2
30	和歌山県	2,942	363	5	2,579	29	108	105	2	3	
31	鳥取県	1,748	271	13	1,477	33					
32	島根県	3,179	396	39	2,783	50					
33	岡山県	3,112	184		2,928	63	240	224	28	16	
34	広島県	3,686	312	6	3,374	82	278	252	17	26	
35	山口県	3,290	231	12	3,059	137	274	265	113	9	2
36	徳島県	3,434	107	2	3,327	29	171	158	32	13	
37	香川県	3,239	112		3,127	38	212	191	17	21	1
38	愛媛県	3,670	181	3	3,489	50	218	205	50	13	
39	高知県	2,560	270	46	2,290	55					
40	福岡県	4,643	645	61	3,998	111	49	45	4	4	
41	佐賀県	2,906	371	38	2,535	109					
42	長崎県	4,828	313	45	4,515	68					
43	熊本県	2,265	462	37	1,803	57					
44	大分県	4,034	234	3	3,800	32	183	179	4	4	
45	宮崎県	3,479	381	7	3,098	24					
46	鹿児島県	4,707	751	72	3,956	237					
47	沖縄県	1,324	345	25	979	11					
	都道府県計	209,458	24,100	2,490	185,358	6,371 (3)	2,656	2,483	395	173	17
	政令市計	58,041	6,372	1,044	51,669	3,724 (5)	1,087	1,009	227	78	7
	合計	267,499	30,472	3,534	237,027	10,095 (8)	3,743	3,492	622	251	24

表2 都道府県・政令市別特定事業場数(2)

		水質汚濁防止法上の特定事業場				瀬戸内海法上の特定事業場					
		総数	平均排水量	うち有害物質	平均排水量	うち有害物質	総数	平均排水量	うち有害	平均排水量	うち有害
			50m ³ /日以上 の事業場数	使用特定事業場 (地下浸透分)	50m ³ /日未満 の事業場数	使用特定事業場 (地下浸透分)		50m ³ /日以上 の事業場数	物質使用 特定事業場	50m ³ /日未満 の事業場数	物質使用 特定事業場
1	札幌市	78	41	2	37	1					
2	函館市	205	45		160	4					
3	旭川市	200	27	3	173	7					
4	青森市	529	79	8	450	2					
5	八戸市	409	71	12	338	7(1)					
6	盛岡市	462	38	6	424	30					
7	仙台市	914	74	12	840	49					
8	秋田市	388	82	20	306	33					
9	山形市	631	80	8	551	35					
10	福島市	647	116	13	531						
11	郡山市	801	117	26	684	31					
12	いわき市	734	167	36	567	28					
13	水戸市	553	58	2	495	9					
14	つくば市	474	23	3	451	39					
15	宇都宮市	908	132	8	776	18					
16	前橋市	623	117	10	506	23					
17	高崎市	501	86	20	415	32					
18	伊勢崎市	545	125	34	420	25(1)					
19	太田市	493	103	19	390	37(2)					
20	さいたま市	848	79	16	769	44					
21	川越市	360	40	10	320	85					
22	熊谷市	617	79	8	538	12					
23	川口市	151	18	4	133	18					
24	所沢市	175	20	5	155	14					
25	春日部市	301	22	1	279	10					
26	草加市	204	18	10	186	29					
27	越谷市	302	25	1	277	25					
28	千葉市	513	58	23	455	21					
29	市川市	345	86	15	259	10					
30	船橋市	485	133	3	352	12					
31	松戸市	329	38	11	291	24					
32	柏市	258	55	7	203	20(1)					
33	市原市	460	97	27	363	14					
34	八王子市	572	35	4	537	88					
35	町田市	108	19	2	89	30					
36	横浜市	1,615	89	34	1,526	301					
37	川崎市	627	64	33	563	85					
38	横須賀市	98	15	9	83	39					
39	平塚市	315	16	5	299	80					
40	藤沢市	211	25	12	186	44					
41	小田原市	304	34	11	270	7					
42	茅ヶ崎市	99	9	3	90	21					
43	相模原市	930	42	12	888	108					
44	厚木市	266	10	3	256	52					
45	大和市	106	12	5	94	24					
46	新潟市	1,476	150	12	1,326	115					
47	長岡市	696	66	10	630	45					
48	上越市	922	109	20	813	23					
49	富山市	944	233	53	711	35					
50	金沢市	544	73	13	471	47					
51	福井市	383	105	11	278	26					
52	甲府市	503	61	22	442	84					
53	長野市	1,225	131	45	1,094	127					
54	松本市	714	57	6	657	40					
55	岐阜市	866	72	11	794	35					

表2 都道府県・政令市別特定事業場数(3)

		水質汚濁防止法上の特定事業場				瀬戸内海法上の特定事業場					
		総数	平均排水量	うち有害物質	平均排水量	うち有害物質	総数	平均排水量	うち有害	平均排水量	うち有害
			50m ³ /日以上 の事業場数	使用特定事業場 (地下浸透分)	50m ³ /日未満 の事業場数	使用特定事業場 (地下浸透分)		50m ³ /日以上 の事業場数	物質使用 特定事業場	50m ³ /日未満 の事業場数	物質使用 特定事業場
56	静岡市	1,229	165	24	1,064	50					
57	浜松市	1,166	163	61	1,003	41					
58	沼津市	964	90	16	874	12					
59	富士市	681	159	20	522	21					
60	名古屋市	402	76	19	326	49					
61	豊橋市	773	99	20	674	24					
62	岡崎市	470	86	12	384	30					
63	一宮市	500	80	11	420	33					
64	春日井市	536	74	12	462	48					
65	豊田市	951	145	26	806	29					
66	四日市市	876	107	19	769	16					
67	大津市	334	37	11	297	24					
68	京都市	1,131	10	6	1,121	4	27	23	2	4	
69	大阪市	71	12		59	25	12	12	6		
70	堺市	657	29		628	64	73	71	25	2	
71	岸和田市	296	7		289	55					
72	豊中市	51	2		49	8					
73	吹田市	49	3		46	6					
74	高槻市	144	8	1	136	22	9	9	1		
75	枚方市	170	19	2	151	19					
76	茨木市	83	1		82	20					
77	八尾市	327	9		318	54					
78	寝屋川市	139	3		136	21					
79	東大阪市	144	9		135	18	10	10	3		
80	神戸市	724	42		682	83	53	49	5	4	
81	姫路市	446	56		390	14	73	67	9	6	
82	尼崎市	63	5		58	5	27	27	16		
83	明石市	109	7		102	2					
84	西宮市	195	3		192	27	17	16	2	1	
85	加古川市	210	10		200	16					
86	宝塚市	98			98	9					
87	奈良市	356	20	3	336	20	25	22	3	3	
88	和歌山市	736	58	7	678	34	81	76	10	5	
89	鳥取市	568	84	7	484	32					
90	岡山市	1,036	70		966	50	102	94	18	8	
91	倉敷市	883	16		867	24	137	130	32	7	
92	広島市	961	44		917	66	41	37	6	4	
93	呉市	600	30		570	41					
94	福山市	541	30		511	23	62	57	7	5	
95	下関市	610	31		579	5	51	49	14	2	
96	徳島市	714	60		654	21	54	49	11	5	
97	高松市	1,051	37	1	1,014	37	46	39	4	7	
98	松山市	659	34		625	39	71	68	8	3	
99	高知市	650	101	17	549	13					
100	北九州市	170	9		161	17	57	52	25	5	
101	福岡市	293	24	3	269						
102	久留米市	404	43	4	361	12					
103	長崎市	778	51	3	727	16					
104	佐世保市	576	51	4	525	7					
105	熊本市	946	70	6	876	33					
106	大分市	1,239	57		1,182	97	59	52	20	7	
107	宮崎市	710	98	8	612	22					
108	鹿児島市	604	62	2	542	62					
	政令市計	58,041	6,372	1,044	51,669	3,724 (5)	1,087	1,009	227	78	

表3 指定湖沼別湖沼特定事業場数等(1)

	釜房 ダム 貯水池	八 郎 湖		霧 ケ 浦			印 旛 沼			手 賀 沼			諏訪湖	野尻湖	琵琶湖			中 海		穴道湖	児 島 湖			総 数		
	宮城県	秋田県	秋田市	栃木県	茨城県	千葉県	つくば市	千葉県	千葉市	船橋市	千葉県	松戸市	柏市	長野県	長野県	滋賀県	大津市	京都府	京都市	鳥取県	島根県	島根県	岡山県		岡山市	倉敷市
1																										1
1の2								1			1					4	1					1				10
2		1						8		1				1		6										26
3								2		2				6							10	1				22
4								8		1	1					15				2						28
5		1						1								2										5
6																										0
7																1										1
8								1																1		2
9																										0
10		1						3							8						1					17
11																										0
12								1																		1
13																										0
14																										0
15																										0
16								3							3						1			1		9
17								4							1											5
18																										0
18の2								2																		3
18の3																										0
19															27	1										29
20																										0
21																										0
21の2																										0
21の3								1												1						2
21の4																										1
22															2											2
23																					1			1		3
23の2								1							2											3
24																										0
25																										0
26								1																		1
27								1																		1
28								1																		1
29																										0
30																										0
31																										0
32																										0
33								3							6											10
34																										0
35																										0
36																										0
37																										0
38																										0
39																										0
40																										0
41																										0
42															1											1
43																										0
44																										0
45																										0
46								1							5											6
47								1							5									1		8
48								1																		1

表3 指定湖沼別湖沼特定事業場数等(2)

	釜房 ダム 貯水池		八 郎 湖		霧 ケ 浦			印 旛 沼			手 賀 沼			諏訪湖	野尻湖	琵琶湖				中 海		宍道湖	児 島 湖			総 数	
	宮城県	秋田県	秋田市	栃木県	茨城県	千葉県	つくば市	千葉県	千葉県	船橋市	千葉県	松戸市	柏市	長野県	長野県	滋賀県	大津市	京都府	京都市	鳥取県	島根県	島根県	岡山県	岡山市	倉敷市		
49																										0	
50																											0
51																											0
51の2					3							1				1											5
51の3					1																						1
52																											0
53								3					1				2	1									7
54																6											6
55					5																	1					6
56																											0
57																2											2
58																1	1										2
59																											0
60																											1
61								2					1			1						4		1			8
62					2			1								2											5
63					4									1		11	1					1					18
63の2																											0
63の3																											0
64																											0
64の2															5	3					1	2		1	1		14
65			1		16		1	8		1	2		2	1	2	37	3				1	4					78
66					8										3	3					1	1			1		18
66の2	7		1		9		9						1	7	22	5					3	6	1	3	6		80
66の3					5			2			1											1	1				10
66の4					5			6							2						1						14
66の5			1		14			5	1		2			1	29	3						2	2	4	2		66
66の6																										1	1
66の7																											0
67					3		1	1		1					1						1	3			2		13
68																											0
68の2					2			4	1	1	2		1		3									1			15
69					3																						3
69の2																											0
69の3								1					1		1												3
70																											0
70の2																											0
71			1		2										1						2			1			7
71の2					3			3					2		10	1					1		1	1			22
71の3															2												2
71の4																											0
71の5					1										1												2
71の6								1																			1
72			10		43	1	1	38	8	5	8	1	7	17	80	2				8	20	62	6	15	12	344	
73	1				2									2	3	2				1	4	4	2	3		24	
74										1				1	1	1				1	1		1			6	
みなし指定地域特定施設1					4			4					2	2	16	5				2		2		4	4		45
みなし指定地域特定施設2	1	11			84	1	3	33	6	8	15		20	28	264	10				28	20	47	1	98	37	715	
湖沼特定事業場数	9	27	1	0	265	2	17	128	19	17	31	1	44	72	0	594	41	0	0	56	63	140	14	136	66	1,743	
指定施設1		2			7			4	1		2			3		3						2				24	
指定施設2					59									1												60	
指定施設設計	0	2	0	0	66	0	0	4	1	0	2	0	0	4	0	3	0	0	0	0	0	2	0	0	0	84	
専用指定施設	27	20			621		41		18					23		213					20	39				1,022	
総計	36	49	1	0	952	2	58	132	38	17	33	1	44	99	0	810	41	0	0	56	83	181	14	136	66	2,849	

表4 特定事業場の上位10業種

順位	業種・施設名	事業場数 (構成比)	一日当たりの平均排水量 50m ³ 以上の事業場数	一日当たりの平均排水量 50m ³ 未満の事業場数
1	旅館業(66の2)	66,893 (25%)	4,669	62,224
2	自動式車両洗浄施設(71)	30,449 (11%)	108	30,341
3	畜産農業(1の2)	29,704 (11%)	396	29,308
4	洗たく業(67)	22,693 (8%)	492	22,201
5	豆腐・煮豆製造業(17)	12,391 (5%)	306	12,085
6	し尿処理施設(72)	11,842 (4%)	10,325	1,517
7	し尿浄化槽(201人以上500人以下) (指定地域特定施設)	10,859 (4%)	2,333	8,526
8	水産食料品製造業(3)	8,748 (3%)	718	8,030
9	酸・アルカリ表面処理施設(65)	5,939 (2%)	1,405	4,534
10	写真現像業(68)	5,899 (2%)	20	5,879
総計		205,417 (76%)	20,772	184,645

(注) 1. 業種・施設名の欄における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
2. 構成比は、全特定事業場に占める割合を表す。

表5 特定事業場の業種別内訳(1)

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	平均排水量		うち有害物質		
			50m ³ /日以上の 事業場数	50m ³ /日未満の 事業場数	使用特定事業場 (地下浸透分)	使用特定事業場 (地下浸透分)	
1	鉱業・水洗炭業	(水)	151	50	8	101	
		(瀨)	15	10	4	5	1
			166	60	12	106	1
1 の 2	畜産農業	(水)	29,695	387	10	29,308	36
		(瀨)	9	9			
			29,704	396	10	29,308	36
2	畜産食料品製造業	(水)	2,857	580	15	2,277	4
		(瀨)	89	89	2		
			2,946	669	17	2,277	4
3	水産食料品製造業	(水)	8,690	662		8,028	1
		(瀨)	58	56		2	
			8,748	718		8,030	1
4	保存食料品製造業	(水)	4,712	519		4,193	1
		(瀨)	64	60		4	
			4,776	579		4,197	1
5	みそ・しょう油グルタミン酸 ソーダ食酢等の製造業	(水)	3,407	158	3	3,249	2
		(瀨)	28	27	1	1	
			3,435	185	4	3,250	2
6	小麦粉製造業	(水)	13			13	
		(瀨)					
			13			13	
7	砂糖製造業	(水)	58	38		20	
		(瀨)	6	6			
			64	44		20	
8	パン・菓子製造業	(水)	1,128	45		1,083	
		(瀨)	22	22	1		
			1,150	67	1	1,083	
9	米菓・こうじ製造業	(水)	603	53		550	1
		(瀨)	1	1			
			604	54		550	1
10	飲料製造業	(水)	3,956	461	14	3,495	8
		(瀨)	62	59		3	
			4,018	520	14	3,498	8
11	動物系飼料有機質肥料製造業	(水)	535	95	1	440	6
		(瀨)	6	6			
			541	101	1	440	6
12	動植物性油脂製造業	(水)	270	46		224	6
		(瀨)	17	17			
			287	63		224	6
13	イースト製造業	(水)	3	2		1	
		(瀨)	1	1			
			4	3		1	
14	でん粉・化工でん粉製造業	(水)	100	67		33	
		(瀨)	4	4			
			104	71		33	

表5 特定事業場の業種別内訳(2)

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	平均排水量		うち有害物質	
			50m ³ /日以上の 事業場数	50m ³ /日未満の 事業場数	使用特定事業場 (地下浸透分)	使用特定事業場 (地下浸透分)
15	ブドウ糖・水あめ製造業	(水)	30	12	1	18
		(瀨)	30	12	1	18
16	めん類製造業	(水)	3,102	112		2,990
		(瀨)	30	29		1
			3,132	141		2,991
17	豆腐・煮豆製造業	(水)	12,350	266	1	12,084
		(瀨)	41	40	1	1
			12,391	306	2	12,085
18	インスタントコーヒー製造業	(水)	7	4		3
		(瀨)	1	1		
			8	5		3
18 の 2	冷凍調理食品製造業	(水)	499	111		388
		(瀨)	32	32		
			531	143		388
18 の 3	たばこ製造業	(水)	9	3		6
		(瀨)	1	1		
			10	4		6
19	紡績・繊維製品製造業	(水)	2,351	344	82	2,007
		(瀨)	185	181	11	4
			2,536	525	93	2,011
20	洗毛業	(水)	20	2	1	18
		(瀨)	20	2	1	18
21	化学繊維製造業	(水)	31	24	9	7
		(瀨)	18	18	10	
			49	42	19	7
21 の 2	一般製材業木材チップ製造業	(水)	148	8	1	140
		(瀨)	148	8	1	140
21 の 3	合板製造業	(水)	297	16		281
		(瀨)	2	2		
			299	18		281
21 の 4	パーティクルボード製造業	(水)	19	3	2	16
		(瀨)	1	1		
			20	4	2	16
22	木材薬品処理業	(水)	358	9	6	349
		(瀨)	358	9	6	349
23	パルプ・紙・紙加工品製造業	(水)	680	330	31	350
		(瀨)	96	96	24	
			776	426	55	350
23 の 2	新聞業・出版業・印刷業・製版業	(水)	1,545	31	10	1,514
		(瀨)	6	6	2	
			1,551	37	12	1,514

表5 特定事業場の業種別内訳(3)

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	平均排水量		うち有害物質		
			50m ³ /日以上の 事業場数	50m ³ /日未満の 事業場数	使用特定事業場 (地下浸透分)	使用特定事業場 (地下浸透分)	
24	化学肥料製造業	(水)	65	17	10	48	7
		(瀨)	11	11	9		
			76	28	19		
25	か性ソーダ・か性カリ製造業	(水)	1	1	1		
		(瀨)	1	1	1		
			2	2	2		
26	無機顔料製造業	(水)	34	17	6	17	2
		(瀨)	18	18	12		
			52	35	18		
27	その他無機化学工業製品製造業	(水)	395	147	70	248	76
		(瀨)	78	78	47		
			473	225	117		
28	アセチレン誘導品製造業	(水)	40	12	2	28	3
		(瀨)	3	3	1		
			43	15	3		
29	コーラール製品製造業	(水)	3			3	
		(瀨)	4	4	3		
			7	4	3		
30	発酵工業	(水)	35	8	2	27	
		(瀨)	2	2			
			37	10	2		
31	メタン誘導品製造業	(水)	10	4	1	6	3
		(瀨)	1	1	1		
			11	5	2		
32	有機顔料・合成染料製造業	(水)	45	14	10	31	6
		(瀨)	7	7	3		
			52	21	13		
33	合成樹脂製造業	(水)	255	113	45	142	16
		(瀨)	38	37	11		
			293	150	56		
34	合成ゴム製造業	(水)	17	7	6	10	1
		(瀨)	2	2	2		
			19	9	8		
35	有機ゴム薬品製造業	(水)	9	5	3	4	
		(瀨)	4	4	3		
			13	9	6		
36	合成洗剤製造業	(水)	16	4		12	1
		(瀨)	2	2	1		
			18	6	1		
37	その他石油化学工業	(水)	63	30	20	33	6
		(瀨)	31	31	18		
			94	61	38		
38	石けん製造業	(水)	27			27	1
		(瀨)	3	3	1		
			30	3	1		

表5 特定事業場の業種別内訳(4)

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	平均排水量		平均排水量	
			50m ³ /日以上の 事業場数	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	50m ³ /日未満の 事業場数	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)
39	硬 化 油 製 造 業	(水)	4	1		3
		(瀨)	4	1		3
40	脂 肪 酸 製 造 業	(水)	6	1	1	5
		(瀨)	2	2		
			8	3	1	5
41	香 料 製 造 業	(水)	48	11	3	37
		(瀨)	3	3	1	
			51	14	4	37
42	ゼラチン・にかわ製造業	(水)	6	1		5
		(瀨)	2	1		1
			8	2		6
43	写 真 感 光 材 料 製 造 業	(水)	11	7	3	4
		(瀨)	1	1	1	
			12	8	4	4
44	天 然 樹 脂 製 品 製 造 業	(水)	6	1		5
		(瀨)	6	1		5
45	木 材 化 学 業	(水)	1			1
		(瀨)	1	1		
			2	1		1
46	その他有機化学工業製品製造業	(水)	398	162	79	236
		(瀨)	51	50	26	1
			449	212	105	237
47	医 薬 品 製 造 業	(水)	308	154	73	154
		(瀨)	30	29	13	1
			338	183	86	155
48	火 薬 製 造 業	(水)	7	3	2	4
		(瀨)	4	4	2	
			11	7	4	4
49	農 薬 製 造 業	(水)	29	6	5	23
		(瀨)	2	2	2	
			31	8	7	23
50	有 機 物 質 含 有 試 薬 製 造 業	(水)	6	1	1	5
		(瀨)	6	1	1	5
51	石 油 精 製 業	(水)	30	20	8	10
		(瀨)	16	16	10	
			46	36	18	10
51 の 2	自動車用タイヤ・チューブ・ゴム ホース・工業用ゴム製品製造業	(水)	137	44	21	93
		(瀨)	18	17	9	1
			155	61	30	94
51 の 3	医療・衛生用ゴム製品、ゴム手袋・ 糸ゴム・ゴムバンド(ラテックス 成形型)製造業	(水)	16	6	1	10
	(瀨)	16	6	1	10	

表5 特定事業場の業種別内訳(5)

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	平均排水量		平均排水量		
			50m ³ /日以上の 事業場数	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	50m ³ /日未満の 事業場数	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	
52	皮 革 製 造 業	(水)	126	8	4	118	5
		(瀨)	1	1			
			127	9	4	118	5
53	ガラス・ガラス製品製造業	(水)	781	131	84	650	291
		(瀨)	8	7	6	1	1
			789	138	90	651	292
54	セメント製品製造業	(水)	2,663	62	13	2,601	174
		(瀨)	13	10	6	3	2
			2,676	72	19	2,604	176
55	生コンクリート製造業	(水)	5,244	383	15	4,861	276
		(瀨)	14	12	1	2	
			5,258	395	16	4,863	276
56	有機質壁材製造業	(水)	57			57	4
		(瀨)					
			57			57	4
57	人造黒鉛電極製造業	(水)	9	7	3	2	
		(瀨)	1	1			
			10	8	3	2	
58	窯業原料精製業	(水)	809	69	23	740	70
		(瀨)	6	6	1		
			815	75	24	740	70
59	砕石業	(水)	836	78	1	758	3
		(瀨)	16	14		2	
			852	92	1	760	3
60	砂利採取業	(水)	1,861	192		1,669	7
		(瀨)	10	8		2	
			1,871	200		1,671	7
61	鉄鋼業	(水)	275	96	36	179	9
		(瀨)	50	49	23	1	1
			325	145	59	180	10
62	非鉄金属製造業	(水)	248	76	52	172	58
		(瀨)	19	19	14		
			267	95	66	172	58
63	金属製品・機械器具製造業	(水)	2,406	491	300	1,915	475
		(瀨)	69	64	35	5	2
			2,475	555	335	1,920	477
63 の 2	自動式洗びん施設	(水)	42	5		37	
		(瀨)	1	1			
			43	6		37	
63 の 3	石炭火力発電の廃ガス洗浄施設	(水)	27	24	10	3	
		(瀨)	14	14	9		
			41	38	19	3	
64	ガス供給業・コークス製造業	(水)	19	4	1	15	
		(瀨)	3	3	2		
			22	7	3	15	

表5 特定事業場の業種別内訳(6)

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	平均排水量		平均排水量		
			50m ³ /日以上の 事業場数	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	50m ³ /日未満の 事業場数	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	
64 の 2	水道・工業用水道施設	(水)	699	256	23	443	17
		(瀨)	60	46	6	14	
			759	302	29	457	17
65	酸・アルカリ表面処理施設	(水)	5,751	1,228	757	4,523	1,520
		(瀨)	188	177	107	11	3
			5,939	1,405	864	4,534	1,523
66	電気めっき施設	(水)	1,764	520	461	1,244	1,002
		(瀨)	36	35	26	1	1
			1,800	555	487	1,245	1,003
66 の 2	旅館業	(水)	66,408	4,257	62	62,151	48
		(瀨)	485	412	2	73	
			66,893	4,669	64	62,224	48
66 の 3	共同調理場	(水)	943	227		716	
		(瀨)	43	41		2	
			986	268		718	
66 の 4	弁当仕出屋・弁当製造業	(水)	934	270		664	1
		(瀨)	56	52		4	
			990	322		668	1
66 の 5	飲食店	(水)	2,865	846	18	2,019	17
		(瀨)	280	234	12	46	1
			3,145	1,080	30	2,065	18
66 の 6	そば・うどん・すし店・喫茶店	(水)	212	10		202	6
		(瀨)	2	2			
			214	12		202	6
66 の 7	料亭・バー・キャバレー・ ナイトクラブ	(水)	84	2		82	
		(瀨)					
			84	2		82	
67	洗たく業	(水)	22,639	440	70	22,199	1,972
		(瀨)	54	52	4	2	
			22,693	492	74	22,201	1,972
68	写真現像業	(水)	5,892	16	1	5,876	109
		(瀨)	7	4	1	3	
			5,899	20	2	5,879	109
68 の 2	病院	(水)	777	360	83	417	88
		(瀨)	109	108	30	1	
			886	468	113	418	88
69	と畜・死亡獣畜取扱業	(水)	204	116	2	88	
		(瀨)	11	10		1	
			215	126	2	89	
69 の 2	中央卸売市場	(水)	31	10	1	21	
		(瀨)	3	3			
			34	13	1	21	
69 の 3	地方卸売市場	(水)	87	42		45	
		(瀨)	3	3			
			90	45		45	

表5 特定事業場の業種別内訳(7)

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	平均排水量		うち有害物質		
			50m ³ /日以上の 事業場数	使用特定事業場 (地下浸透分)	50m ³ /日未満の 事業場数	使用特定事業場 (地下浸透分)	
70	廃油処理施設	(水)	22	4		18	
		(瀨)	3	3	1		
			25	7	1	18	
70 の 2	自動車分解整備事業の洗車施設	(水)	765	8	1	757	3
		(瀨)	2	1		1	
			767	9	1	758	3
71	自動式車両洗淨施設	(水)	30,435	98	1	30,337	19
		(瀨)	14	10		4	1
			30,449	108	1	30,341	20
71 の 2	科学技術に関する研究・試験・ 検査を行う事業場	(水)	4,580	439	276	4,141	1,918 (3)
		(瀨)	92	75	46	17	9
			4,672	514	322	4,158	1,927 (3)
71 の 3	一般廃棄物処理施設である 焼却施設	(水)	1,032	61	18	971	91
		(瀨)	12	10	3	2	
			1,044	71	21	973	91
71 の 4	産業廃棄物処理施設	(水)	477	89	30	388	56
		(瀨)	10	9	3	1	
			487	98	33	389	56
71 の 5	トリクロロエチレン等による 洗淨施設 (前各号に該当するものを除く.)	(水)	1,167	56	55	1,111	1,111 (5)
		(瀨)	8	8	8		
			1,175	64	63	1,111	1,111 (5)
71 の 6	トリクロロエチレン等による 蒸留施設 (前各号に該当するものを除く.)	(水)	52	7	7	45	45
		(瀨)	1	1	1		
			53	8	8	45	45
72	し尿処理施設	(水)	10,976	9,484	204	1,492	37
		(瀨)	866	841	26	25	
			11,842	10,325	230	1,517	37
73	下水道終末処理施設	(水)	2,167	2,132	255	35	
		(瀨)					
			2,167	2,132	255	35	
74	特定事業場からの廃水処理施設	(水)	622	300	68	322	36
		(瀨)	43	42	16	1	
			665	342	84	323	36
-	し尿浄化槽(201人以上500人以下) (指定地域特定施設)		10,859	2,333	31	8,526	26
			10,859	2,333	31	8,526	26
合 計		(水)	267,499	30,472	3,534	237,027	10,095 (8)
		(瀨)	3,743	3,492	622	251	24
			271,242	33,964	4,156	237,278	10,119 (8)

(注) 1. 号番号は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
 2. 特定事業場数の欄中、上段は水質汚濁防止法に係るもの、中段は瀬戸内海法に係るもの、下段は両者の合計である。

表6 届出関係、計画変更命令等(1)

水質汚濁防止法

	第5条の届出			第7条出 届	第8条に基 づく等 計			第6条 第1項 届出	第10条 届出			第11条 届出
	第1項	第2項	計		第5条 関	第7条 関	計		氏名等 変更	使用 廃止	計	
1	北海道	78	78	105					177	91	268	65
2	青森県	40	40	44					65	54	119	34
3	岩手県	104	104	35					117	86	203	31
4	宮城県	63	63	71					94	60	154	44
5	秋田県	72	72	26				1	91	77	168	52
6	山形県	92	92	75					179	556	735	156
7	福島県	72	72	46					85	77	162	23
8	茨城県	229	229	103					181	131	312	41
9	栃木県	133	133	74					156	116	272	40
10	群馬県	69	69	26					67	51	118	23
11	埼玉県	273	273	87					229	241	470	68
12	千葉県	82	82	62					270	136	406	38
13	東京都	83	83	68					101	84	185	18
14	神奈川県	44	44	22					94	67	161	9
15	新潟県	71	71	71				3	217	130	347	44
16	富山県	44	44	40					43	41	84	9
17	石川県	21	21	50					63	61	124	22
18	福井県	62	62	29					51	55	106	13
19	山梨県	72	72	44				2	89	63	152	28
20	長野県	76	76	108					209	139	348	52
21	岐阜県	93	93	60				1	222	123	345	50
22	静岡県	111	111	85					180	82	262	27
23	愛知県	217	217	196					356	382	738	95
24	三重県	117	117	99					121	160	281	50
25	滋賀県	116	116	132					123	105	228	17
26	京都府	71	71	35				1	146	146	292	94
27	大阪府	54	54	38					67	79	146	41
28	兵庫県	60	60	45					156	75	231	10
29	奈良県	18	18	5					10	11	21	8
30	和歌山県	32	32	15					23	23	46	13
31	鳥取県	30	30	15					100	37	137	30
32	島根県	66	66	61					70	141	211	25
33	岡山県	36	36	38					25	39	64	17
34	広島県	70	70	20					89	65	154	24
35	山口県	24	24	15					29	29	58	8
36	徳島県	35	35	7					33	13	46	6
37	香川県	27	27	61					103	36	139	19
38	愛媛県	35	35	24					53	61	114	36
39	高知県	64	64	11					31	41	72	12
40	福岡県	86	86	57					147	249	396	33
41	佐賀県	72	72	30					50	163	213	17
42	長崎県	317	317	63					55	36	91	33
43	熊本県	96	96	36					57	14	71	20
44	大分県	104	104	14					31	24	55	28
45	宮崎県	56	56	33					63	46	109	12
46	鹿児島県	96	96	45					53	49	102	37
47	沖縄県	20	20	16					18	8	26	3
都道府県計		3,903	3,903	2,442				8	4,989	4,553	9,542	1,575
政令市計		1,404	1,404	1,097				2	2,116	1,750	3,866	380
合計		5,307	5,307	3,539				10	7,105	6,303	13,408	1,955

表6 届出関係、計画変更命令等(2)

水質汚濁防止法

		第5条の届出			第7条出 届	第8条に基づく 等			第6条 第1項出 届	第10条 届出			第11条 届出
		第1項	第2項	計		第5条 関	第7条 関	計		氏名等 変更	使用 廃止	計	
1	札幌市	2		2	1					21	3	24	1
2	函館市	3		3	2					7	1	8	1
3	旭川市	4		4	2					6	5	11	4
4	青森市	7		7	4					19	4	23	4
5	八戸市	6		6	8					17	2	19	4
6	盛岡市	11		11	2					24	6	30	
7	仙台市	13		13	37					15	3	18	5
8	秋田市	17		17	4					14	11	25	7
9	山形市	17		17	16					18	12	30	
10	福島市	5		5	2					13	6	19	2
11	郡山市	27		27	18					38	16	54	5
12	いわき市	14		14	11				1	40	45	85	5
13	水戸市	6		6	5					7	10	17	2
14	つくば市	49		49	13					11	35	46	1
15	宇都宮市	6		6	7					11	9	20	4
16	前橋市	32		32	7					21	14	35	1
17	高崎市	19		19	8					27	22	49	8
18	伊勢崎市	9		9	6					16	17	33	4
19	太田市	21		21	15					18	11	29	
20	さいたま市	13		13	13					24	16	40	6
21	川越市	3		3	26					28	9	37	11
22	熊谷市	10		10	3					16	9	25	3
23	川口市	4		4	2					8		8	1
24	所沢市	4		4	1				1	28	4	32	2
25	春日部市	2		2	1					6	9	15	1
26	草加市	5		5	4					3	3	6	
27	越谷市	1		1	3					4	5	9	1
28	千葉市	11		11	13					20	12	32	3
29	市川市	4		4	20					36	7	43	4
30	船橋市	5		5	7					73	39	112	12
31	松戸市	10		10	5					38	7	45	1
32	柏市	4		4	3					10	12	22	2
33	市原市	10		10	9					32	13	45	
34	八王子市	15		15	5					21	25	46	9
35	町田市	6		6	1					6	4	10	
36	横浜市	71		71	94					77	57	134	17
37	川崎市	34		34	46					63	29	92	10
38	横須賀市	5		5	1					15	12	27	
39	平塚市	21		21	19					24	26	50	4
40	藤沢市	16		16	6					15	13	28	2
41	小田原市	17		17	3					15	7	22	
42	茅ヶ崎市	8		8	1					10	12	22	
43	相模原市	34		34	35					49	54	103	9
44	厚木市	10		10	5					12	13	25	1
45	大和市	3		3						7	9	16	
46	新潟市	22		22	14					16	18	34	7
47	長岡市	14		14	7					3	5	8	4
48	上越市	11		11	8					7	3	10	2
49	富山市	27		27	16					29	27	56	3
50	金沢市	26		26	8					28	15	43	1
51	福井市	13		13	3					23	29	52	2
52	甲府市	4		4	4					7	5	12	3
53	長野市	17		17	10					11	5	16	
54	松本市	12		12	31					35	27	62	9
55	岐阜市	13		13	4					28	13	41	2

表6 届出関係、計画変更命令等(3)

水質汚濁防止法

	第5条の届出			第7条届出	第8条に基づく 計画変更命令等			第6条第1項届出	第10条届出			第11条届出
	第1項	第2項	計		第5条関係	第7条関係	計		氏名等変更	使用廃止	計	
56	静岡市	17	17	22					21	15	36	1
57	浜松市	26	26	16					51	39	90	7
58	沼津市	9	9	10					20	4	24	1
59	富士市	28	28	33					23	8	31	2
60	名古屋	18	18	36					44	21	65	3
61	豊橋市	7	7	16					40	24	64	4
62	岡崎市	13	13	9					47	51	98	7
63	一宮市	6	6	3					24	27	51	8
64	春日井市	16	16	12					36	18	54	6
65	豊田市	54	54	39					41	60	101	1
66	四日市市	54	54	82					30	32	62	11
67	大津市	21	21	8					35	25	60	9
68	京都市	12	12	8					18	18	36	5
69	大阪市	12	12	14					10	10	20	
70	大塚市	4	4	10					10	10	20	1
71	岸和田市	8	8	1					19	17	36	5
72	豊中市	3	3	3								
73	吹田市	4	4	3					4	9	13	4
74	高槻市	9	9	5					13	21	34	6
75	枚方市	17	17	8					28	13	41	5
76	茨木市	8	8						1	7	8	
77	八尾市	3	3	4					8	12	20	1
78	寝屋川市	2	2	1					15	15	30	
79	東大阪市								1	32	33	
80	神戸市	10	10	4					32	21	53	11
81	姫路市	15	15	5					9	11	20	
82	尼崎市	4	4	5					6	3	9	2
83	明石市	13	13	8					6	7	13	2
84	西宮市	3	3	2					8	2	10	1
85	加古川市	3	3	2					11	2	13	
86	宝塚市	1	1	2					2	1	3	
87	奈良市	6	6	1					7	5	12	3
88	和歌山市	9	9	8					10	6	16	6
89	鳥取市	2	2	4					5	4	9	1
90	岡山市	22	22	7					18	19	37	7
91	倉敷市	15	15	6					26	22	48	6
92	広島市	21	21	7					25	17	42	6
93	呉市	8	8	7					4	7	11	
94	山口市	6	6	5					16	16	32	8
95	下関市			2						2	2	
96	徳島市	1	1	6					12	1	13	
97	高松市	15	15	11					30	19	49	7
98	松山市	5	5	3					23	37	60	9
99	高知市	12	12	1					8	5	13	2
100	北九州市	3	3						6	5	11	
101	福岡市	1	1	3					8	50	58	
102	久留米市	1	1	13					7	19	26	8
103	長崎市	15	15	10					3	13	16	2
104	佐世保市	17	17	7					19	90	109	1
105	熊本市	28	28	4					31	31	62	4
106	大分市	18	18	9					37	23	60	10
107	宮崎市	31	31	8					20	25	45	3
108	鹿児島市	15	15	5					18	14	32	4
	政令市計	1,404	1,404	1,097				2	2,116	1,750	3,866	380

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等(1)

水質汚濁防止法

		改善命令		一時停止命令		浄化措置命令 (第14条の3)		要請(第23条 第4項)		立入検査(第22条第1項)						
		第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第1項	第2項	公共用 水	地下水	立入検査事業場数						
										昼間 立入	うち地 下浸透 水にか かるも の	夜間 立入	うち地 下浸透 水にか かるも の	計		うち地 下浸透 水にか かるも の
1	北海道	1												929		
2	青森県									456	3	2		458	3	
3	岩手県									611				611		
4	宮城県									632				632		
5	秋田県									802				802		
6	山形県									511		3		514		
7	福島県									309				309		
8	茨城県									694				694		
9	栃木県									500				500		
10	群馬県									315				315		
11	埼玉県									1,946				1,946		
12	千葉県									797				797		
13	東京都									568	89			568	89	
14	神奈川県									335				335		
15	新潟県	1								516		7		523		
16	富山県									186				186		
17	石川県									468				468		
18	福井県									316				316		
19	山梨県									483		10		493		
20	長野県									1,272		11		1,283		
21	岐阜県									782				782		
22	静岡県									563		23		586		
23	愛知県									2,869				2,869		
24	三重県									759				759		
25	滋賀県									245	1			245	1	
26	京都府									321				321		113
27	大阪府									883				883		233
28	兵庫県									544				544		147
29	奈良県									229				229		109
30	和歌山県									232				232		82
31	鳥取県									223		2		225		
32	島根県									192				192		
33	岡山県									493				493		218
34	広島県	2								875				875		304
35	山口県									657				657		332
36	徳島県									280				280		135
37	香川県									621				621		127
38	愛媛県									450				450		123
39	高知県									225				225		
40	福岡県	1								447				447		26
41	佐賀県									378				378		
42	長崎県	1								1,120		18		1,138		
43	熊本県									275				275		
44	大分県									609				609		57
45	宮崎県									538				538		
46	鹿児島県	4								328				328		
47	沖縄県									147				147		
都道府県計		10	0	0	0	0	0	0	0	27,931	93	78	0	28,009	93	2,006
政令市計		6	0	0	0	0	0	0	0	12,741	6	510	0	13,251	6	2,193
合計		16	0	0	0	0	0	0	0	40,672	99	588	0	41,260	99	4,199

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等(2)

水質汚濁防止法

		行政指導														
		公共用水域							地下水							
		指導件数			指導内容				指導件数			指導内容				
		文書	口頭	合計	処理施設 の設置・ 改善	排水の一 時停止	その他	合計	文書	口頭	合計	処理施設 の設置・ 改善	排水の一 時停止	地下水の 浄化	その他	合計
1	北海道	40	256	296	71	3	254	328	2	18	20				20	20
2	青森県	47	13	60	15		51	66								
3	岩手県	21	35	56	20		36	56		6	6				6	6
4	宮城県	19	58	77	23	1	54	78								
5	秋田県	52	96	148	20		128	148								
6	山形県	22	160	182	13		209	222								
7	福島県	67	98	165	50		134	184								
8	茨城県	266	238	504	108		409	517								
9	栃木県	172	62	234	21		293	314								
10	群馬県	39	191	230	21		209	230								
11	埼玉県	86	673	759	159	15	599	773								
12	千葉県	108	222	330	81		255	336								
13	東京都	3	165	168			168	168								
14	神奈川県	6	13	19	5	1	13	19								
15	新潟県	41	45	86	26		60	86								
16	富山県		5	5	2		3	5								
17	石川県	6		6	6			6								
18	福井県	8	55	63	9		61	70		1	1				1	1
19	山梨県	34	134	168	74	1	102	177								
20	長野県	75	228	303	57		252	309								
21	岐阜県	17		17	17			17								
22	静岡県	34		34	6		28	34								
23	愛知県	99	245	344	60		284	344								
24	三重県	55	301	356	74		293	367								
25	滋賀県	118	118	236	22		219	241								
26	京都府	33		33	23		10	33								
27	大阪府	65	181	246	99		147	246								
28	兵庫県	14	8	22	16	1	5	22								
29	奈良県	7	4	11	11			11	1		1			1		1
30	和歌山県	20	14	34	20		14	34								
31	鳥取県	16	5	21	16		5	21								
32	島根県	61		61	25		36	61								
33	岡山県	18	34	52	2		50	52								
34	広島県	83	2	85		2	83	85								
35	山口県	26	22	48	41		7	48		1	1	1				1
36	徳島県	6	9	15	9		6	15								
37	香川県	47	47	94	60		34	94								
38	愛媛県	5	8	13	13			13								
39	高知県	7	50	57	2		55	57								
40	福岡県	35		35	20		15	35								
41	佐賀県	29	69	98	7		91	98								
42	長崎県	14	62	76	25		51	76								
43	熊本県	10		10	3		7	10								
44	大分県	5	3	8	1		7	8								
45	宮崎県	33	27	60	53		7	60								
46	鹿児島県	23		23	23			23								
47	沖縄県	5	79	84	58		26	84								
都道府県計		1,997	4,035	6,032	1,487	24	4,770	6,281	3	26	29	1	0	1	27	29
政令市計		883	1,060	1,943	719	4	1,240	1,963	10	62	72		0		72	72
合計		2,880	5,095	7,975	2,206	28	6,010	8,244	13	88	101	1	0	1	99	101

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（3）

水質汚濁防止法

		改善命令		一時停止命令		浄化措置命令 (第14条の3)		要請(第23条 第4項)		立入検査(第22条第1項)							
		第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第1項	第2項	公共用 水 域	地下水	昼間 立入	うち地下 浸透 水にか かるも の		夜間 立入	うち地下 浸透 水にか かるも の		計	うち瀬戸内 海上の特 定施設を設 置する工 場、事業場 に係るもの
											うち地下 浸透 水にか かるも の	うち地下 浸透 水にか かるも の		うち地下 浸透 水にか かるも の	うち地下 浸透 水にか かるも の		
1	札幌市									75				75			
2	函館市									35				35			
3	旭川市									54				54			
4	青森市									72				72			
5	八戸市									77		17		94			
6	盛岡市									38				38			
7	仙台市									160				160			
8	秋田市									77		6		83			
9	山形市									48		3		51			
10	福島市									94				94			
11	郡山市									79				79			
12	いわき市									196				196			
13	水戸市									5				5			
14	つくば市									32				32			
15	宇都宮市									89				89			
16	前橋市									173		2		175			
17	高崎市									255				255			
18	伊勢崎市									53				53			
19	太田市									55	5			55	5		
20	さいたま市									190				190			
21	川越市									357				357			
22	熊谷市									124				124			
23	川口市									138				138			
24	所沢市									95				95			
25	春日部市									51				51			
26	草加市									37				37			
27	越谷市	1								108				108			
28	千葉市									168				168			
29	市川市	1								171		7		178			
30	船橋市									195				195			
31	松戸市									110				110			
32	柏市									71	1			71	1		
33	市原市	2								131				131			
34	八王子市									48				48			
35	町田市									37				37			
36	横浜市									494				494			
37	川崎市									235		4		239			
38	横須賀市									52		4		56			
39	平塚市									95				95			
40	藤沢市									97				97			
41	小田原市									15				15			
42	茅ヶ崎市									64				64			
43	相模原市									216				216			
44	厚木市									12				12			
45	大和市									39				39			
46	新潟市									196		3		199			
47	長岡市									51				51			
48	上越市									88				88			
49	富山市									202				202			
50	金沢市									185		6		191			
51	福井市									91				91			
52	甲府市									28				28			
53	長野市									97				97			
54	松本市									131		2		133			
55	岐阜市									105		2		107			

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等(4)

水質汚濁防止法

		行政指導													
		公共用水域						地下水							
		指導件数			指導内容			指導件数			指導内容				
文書	口頭	合計	処理施設 の設置・ 改善	排水の一 時停止	その他	合計	文書	口頭	合計	処理施設 の設置・ 改善	排水の一 時停止	地下水の 浄化	その他	合計	
1	札幌市	5		5			5	5							
2	函館市	1	1	2	1		1	2							
3	旭川市	3		3	3			3							
4	青森市	15		15	15			15							
5	八戸市	5	9	14	5		9	14							
6	盛岡市	26	15	41	5		36	41							
7	仙台市	8		8	8			8							
8	秋田市	4		4	4			4							
9	山形市	6	9	15	13	1	3	17							
10	福島市	4		4	2		2	4							
11	郡山市	2	5	7			7	7		3	3			3	3
12	いわき市	11		11	11			11							
13	水戸市														
14	つくば市	5	18	23	23	1		24							
15	宇都宮市	1		1	1			1							
16	前橋市	19	1	20	20			20							
17	高崎市	14		14	14			14							
18	伊勢崎市	18	5	23	21		2	23							
19	太田市	9		9	9			9							
20	さいたま市	21		21	21			21							
21	川越市	43		43	43			43							
22	熊谷市	13	33	46	13		33	46							
23	川口市	20		20	20			20							
24	所沢市	7		7	3		4	7							
25	春日部市														
26	草加市	6		6	6			6							
27	越谷市	30		30	30			30							
28	千葉市	6		6	1		5	6							
29	市川市	18	19	37	30		7	37							
30	船橋市	14		14			14	14							
31	松戸市	5	27	32	12		20	32							
32	柏市	8		8	8			8							
33	市原市	3		3	3			3							
34	八王子市	2		2			2	2							
35	町田市	5		5			5	5							
36	横浜市	17	281	298			298	298		58	58			58	58
37	川崎市	12		12	12			12	10		10			10	10
38	横須賀市	2		2	2			2							
39	平塚市	18		18	2		16	18							
40	藤沢市	2		2	2			2							
41	小田原市		2	2		1	1	2							
42	茅ヶ崎市														
43	相模原市		81	81			81	81							
44	厚木市		3	3	1		2	3							
45	大和市														
46	新潟市	15		15	8		7	15							
47	長岡市	4		4	4			4							
48	上越市	2		2			2	2							
49	富山市	12	12	24			24	24							
50	金沢市	13	24	37	4		33	37							
51	福井市	8	15	23	11		12	23							
52	甲府市		5	5			5	5							
53	長野市	8		8	8			8							
54	松本市	5	13	18	6		12	18							
55	岐阜市	6		6	6			6							

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（5）

水質汚濁防止法

	改善命令		一時停止命令		浄化措置命令 (第14条の3)		要請(第23条 第4項)		立入検査(第22条第1項)						
	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第1項	第2項	公共用 水 域	地下水	立入検査事業場数						
									昼間 立入	うち地 下浸透 水にか かるも の	夜間 立入	うち地 下浸透 水にか かるも の	計		うち地 下浸透 水にか かるも の
56	静岡市												65		
57	浜松市								67				67		
58	沼津市								36		11		47		
59	富士市								179		45		224		
60	名古屋								233		7		240		
61	豊橋市								189				189		
62	岡崎市								219				219		
63	一宮市								200				200		
64	春日井市								147		2		149		
65	豊田市								168		7		175		
66	四日市市								95				95		
67	大津市								61				61		
68	京都市								68				68		
69	大阪市								60		4		64		31
70	堺市								303				303		98
71	岸和田市								63		2		65		11
72	豊中市								9				9		
73	吹田市								40				40		26
74	高槻市								83				83		
75	枚方市	1							239				239		82
76	茨木市								21				21		12
77	八尾市								140				140		21
78	寝屋川市								17				17		2
79	東大阪市								188				188		12
80	神戸市								243				243		105
81	姫路市								188		6		194		88
82	尼崎市								206				206		159
83	明石市								125				125		77
84	西宮市								74				74		49
85	加古川市								159				159		130
86	宝塚市								8				8		
87	奈良市								53				53		27
88	和歌山市								204		312		516		413
89	鳥取市								76				76		
90	岡山市								123				123		68
91	倉敷市								455		17		472		381
92	広島市								151				151		49
93	呉市								100		11		111		51
94	福山市	1							137		6		143		62
95	下関市								70		6		76		46
96	徳島市								119				119		66
97	高松市								130				130		48
98	松山市								169				169		79
99	高知市								10				10		
100	北九州市								112		7		119		
101	福岡市								39				39		
102	久留米市								56				56		
103	長崎市								62				62		
104	佐世保市								78				78		
105	熊本市								66				66		
106	大分市								244		11		255		
107	宮崎市								68				68		
108	鹿児島市								135				135		
	政令市計	6							12,741	6	510		13,251	6	2,193

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等(6)

水質汚濁防止法

		行政指導													
		公共用水域						地下水							
		指導件数			指導内容			指導件数			指導内容				
文書	口頭	合計	処理施設 の設置・ 改善	排水の一 時停止	その他	合計	文書	口頭	合計	処理施設 の設置・ 改善	排水の一 時停止	地下水の 浄化	その他	合計	
56	静岡市														
57	浜松市		14	14	4		10	14							
58	沼津市	5	5	10	10			10							
59	富士市	7		7	1		6	7							
60	名古屋	3	9	12	5		7	12							
61	豊橋市	49		49	49			49							
62	岡崎市	34	32	66	38		28	66							
63	一宮市	12	4	16	8		8	16							
64	春日井市	11		11	11			11							
65	豊田市	11	4	15	9	1	5	15							
66	四日市市	7		7	3		7	10							
67	大津市	6		6			6	6							
68	京都市	4	6	10			10	10							
69	大阪市	3		3	1		2	3							
70	堺市	21		21	21			21							
71	岸和田市	20	23	43	9		34	43							
72	豊中市														
73	吹田市	1	14	15			15	15							
74	高槻市	1	1	2	2			2							
75	枚方市	11	8	19			19	19							
76	茨木市		12	12	1		11	12							
77	八尾市	43		43	43			43							
78	寝屋川市	5	2	7			8	8	1	1				1	1
79	東大阪市	5	225	230	4		226	230							
80	神戸市	1	15	16			16	16							
81	姫路市		4	4			4	4							
82	尼崎市														
83	明石市		2	2	2			2							
84	西宮市	6	4	10			10	10							
85	加古川市	5	19	24			24	24							
86	宝塚市		2	2			2	2							
87	奈良市		2	2	2			2							
88	和歌山市	7		7	4		3	7							
89	鳥取市	6		6	6			6							
90	岡山市	16	2	18			18	18							
91	倉敷市	18	2	20	5		15	20							
92	広島市	11		11	11			11							
93	呉市	4		4			4	4							
94	福山市	9	7	16	16			16							
95	下関市	2		2	1		1	2							
96	徳島市	4	1	5			5	5							
97	高松市	13	11	24	24			24							
98	松山市	10	12	22			22	22							
99	高知市														
100	北九州市	1		1	1			1							
101	福岡市		1	1			1	1							
102	久留米市	6	21	27	14		15	29							
103	長崎市	2		2	2			2							
104	佐世保市	5		5			5	5							
105	熊本市	1	1	2	1		2	3							
106	大分市	3		3			3	3							
107	宮崎市		17	17			17	17							
108	鹿児島市	13		13			13	13							
	政令市計	883	1,060	1,943	719	4	1,240	1,963	10	62	72			72	72

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表 8 計画変更命令、改善命令及び一時停止命令等の発動業種別内訳

改善命令（第13条第1項）

業種・施設名	件数	違反のおそれがある項目
畜産農業(1の2)	3	BOD、SS、大腸菌群数
保存食料品製造業(4)	3	pH、BOD、大腸菌群数
畜産食料品製造業(2)	2	BOD、SS、大腸菌群数
弁当仕出屋・弁当製造業(66の4)	2	BOD、SS、窒素、リン
水産食料品製造業(3)	1	COD、SS
飲料製造業(10)	1	BOD
豆腐・煮豆製造業(17)	1	BOD
その他石油化学工業(37)	1	1,1,2-ジクロロエチレン
電気めっき施設(66)	1	鉛
旅館業(66の2)	1	COD、SS、ノニルキサン抽出物質

（注）

- 1．業種における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
- 2．表7において件数が0のものについては掲載していない。

表9 排水基準違反、事故時の措置件数等（1）

水質汚濁防止法

	排水基準違反 (第31条第1項 第1号)	改善命令等違反 (第30条)	その他水質汚濁 防止法違反	事故時の措置 (第14条の2)				緊急時の措置 (第18条)	
				第1項		第3項			第4項
				公共用 水域	地下水	公共用 水域	地下水		応急措置 命令
1	北海道	1		3	2	26	13		
2	青森県			1		9			
3	岩手県								
4	宮城県			1		4			
5	秋田県			1		13			
6	山形県			3		8	3		
7	福島県			2		7			
8	茨城県			3		1	5		
9	栃木県								
10	群馬県			5					
11	埼玉県			5	1	3			
12	千葉県	2		1		13			
13	東京都								
14	神奈川県	1							
15	新潟県			10		9	2		
16	富山県			1	2	8	1		
17	石川県			3		6			
18	福井県			6		2	1		
19	山梨県			4	1	1	2		
20	長野県			11		4			
21	岐阜県			9		9			
22	静岡県				2				
23	愛知県	1		10		4			
24	三重県			5		1			
25	滋賀県			7	1	5			
26	京都府	1							
27	大阪府	1		6		4			
28	兵庫県	1				7			
29	奈良県								
30	和歌山県					2			
31	鳥取県			3		2			
32	島根県			2		1			
33	岡山県			3		4			
34	広島県			3		1			
35	山口県			1		6			
36	徳島県			1					
37	香川県			2		3			
38	愛媛県			1					
39	高知県								
40	福岡県			7		5			
41	佐賀県			3		1			
42	長崎県								
43	熊本県						1		
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県			1		5			
47	沖縄県								
都道府県計		8		124	9	174	28		
政令市計		3		42	5	45	6		
合計		11		166	14	219	34		

表9 排水基準違反、事故時の措置件数等（2）

水質汚濁防止法

		排水基準違反 (第31条第1項 第1号)	改善命令等違反 (第30条)	その他水質汚濁 防止法違反	事故時の措置 (第14条の2)				緊急時の措置 (第18条)	
					第1項		第3項			第4項
					公共用 水・域	地下水	公共用 水・域	地下水		応急措置 命令
1	札幌市							3		
2	函館市									
3	旭川市									
4	青森市									
5	八戸市				1					
6	盛岡市									
7	仙台市				1		1			
8	秋田市				2		1			
9	山形市				2					
10	福島市						4			
11	郡山市									
12	いわき市									
13	水戸市									
14	つくば市									
15	宇都宮市									
16	前橋市									
17	高崎市									
18	伊勢崎市				2					
19	太田市				2					
20	さいたま市									
21	川越市				1	1				
22	熊谷市				1					
23	川口市									
24	所沢市									
25	春日部市									
26	草加市						1			
27	越谷市									
28	千葉市									
29	市川市	1			1					
30	船橋市									
31	松戸市									
32	柏市									
33	市原市									
34	八王子市						2			
35	町田市				1					
36	横浜市				2	1	1			
37	川崎市	1								
38	横須賀市						1			
39	平塚市									
40	藤沢市									
41	小田原市									
42	茅ヶ崎市									
43	相模原市									
44	厚木市									
45	大和市									
46	新潟市									
47	長岡市						2			
48	上越市						2			
49	富山市									
50	金沢市									
51	福井市				1		2			
52	甲府市						2			
53	長野市				2		4			
54	松本市									
55	岐阜市				1		1			

表9 排水基準違反、事故時の措置件数等（3）

水質汚濁防止法

	排水基準違反 (第31条第1項 第1号)	改善命令等違反 (第30条)	その他水質汚濁 防止法違反	事故時の措置 (第14条の2)					緊急時の措置 (第18条)
				第1項		第3項		第4項	
				公共用 水域	地下水	公共用 水域	地下水	応急措置 命令	
56	静岡市			8					
57	浜松市								
58	沼津市			1					
59	富士市			1					
60	名古屋市					1			
61	豊橋市								
62	岡崎市								
63	一宮市			1					
64	春日井市						2		
65	豊田市			1					
66	四日市市								
67	大津市			2	1				
68	京都市								
69	大阪市			1		1			
70	堺市								
71	岸和田市			1		1			
72	豊中市								
73	吹田市								
74	高槻市					1			
75	枚方市								
76	茨木市								
77	八尾市								
78	寝屋川市			1					
79	東大阪市								
80	神戸市					1	1		
81	姫路市								
82	尼崎市				1				
83	明石市								
84	西宮市								
85	加古川市			1					
86	宝塚市								
87	奈良市					1			
88	和歌山市			1					
89	鳥取市					1			
90	岡山市								
91	倉敷市					3			
92	広島市								
93	呉市	1							
94	福山市								
95	下関市								
96	徳島市								
97	高松市								
98	松山市			3		1			
99	高知市								
100	北九州市								
101	福岡市					1			
102	久留米市			1		1			
103	長崎市								
104	佐世保市								
105	熊本市								
106	大分市					2			
107	宮崎市								
108	鹿児島市					6			
	政令市計	3		42	5	45	6		

表10 排水基準違反等の違反業種、違反項目別内訳

排水基準違反（第31条）

業種別内訳

違反業種	件数
酸・アルカリ表面処理施設(65)	2
鉄鋼業(61)	2
畜産農業(1の2)	1
水産食料品製造業(3)	1
豆腐・煮豆製造業(17)	1
紡績・繊維製品製造業(19)	1
合成樹脂製造業(33)	1
非鉄金属製造業(62)	1
弁当仕出屋・弁当製造業(66の4)	1

項目別内訳

違反項目	件数
pH	6
SS	5
BOD	3
COD	2
亜鉛	2
カドミウム	2
鉛	1
六価クロム	1

（注）

- 1．違反業種の欄における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
- 2．1事例で複数の違反項目がある場合もあるので、違反業種別及び違反項目別の合計件数は必ずしも一致しない。
- 3．表9において件数が0のものについては掲載していない。

表11 水質総量規制に係る指定地域内事業場数等（1）

水質汚濁防止法

	指定地域内 事業場数	第8条の2 計画変更命令等		第13条 第3項 改善措置 命令	第13条の3 指導等 ()内は口頭指導の内数			第14条 第3項 届出	第22条 第2項 報告徴収	総量規制 関連罰則	その他 特定事業場数
		第5条 関係	第7条 関係		日平均排水 量50m3 未満	施行令別表 第4の施設 を設置する 事業場					
						その他					
東 京 湾	埼玉県	583						16			5,568
	千葉県	219						3			1,950
	東京都	88						1			1,345
	神奈川県	2									147
	都府県計	892						20			9,010
	政令市計	855						39	12		6,261
	合計	1,747						59	12		15,271
伊 勢 湾	岐阜県	829						13			5,737
	愛知県	1,213			7			29			7,628
	三重県	690			2 (2)	1 (1)		18			4,714
	都府県計	2,732			9 (2)	1 (1)		60			18,079
	政令市計	727			3 (3)			18			4,625
	合計	3,459				12 (5)	1 (1)	78			22,704
瀬 戸 内 海	京都府	180						7			1,415
	大阪府	309						8			1,766
	兵庫県	634						14			4,282
	奈良県	391									1,953
	和歌山県	199						8			1,121
	岡山県	367						11			2,775
	広島県	440						8			2,946
	山口県	432									2,519
	徳島県	265						4			2,995
	香川県	302						4			3,148
	愛媛県	372						19			3,349
	福岡県	94						3			469
	大分県	317						1			3,168
	都府県計	4,302						87			31,906
	政令市計	1,806				2 (1)		79			13,963
合計	6,108				2 (1)		166			45,869	
都府県合計	7,926				9 (2)	1 (1)	167			58,995	
政令市合計	3,388				5 (4)		136	12		24,849	
合計	11,314				14 (6)	1 (1)	303	12		83,844	

(注) 「その他特定事業場数」とは、指定地域内に存在する特定事業場で総量規制対象外のものの数である。

表11 水質総量規制に係る指定地域内事業場数等（2）

水質汚濁防止法

	指定地域内 事業場数	第8条の2 計画変更命令等		第13条 第3項 改善措置 命令	第13条の3 指導等 ()内は口頭指導の内数			第14条 第3項 届出	第22条 第2項 報告徴収	総量規制 関連罰則	その他 特定事業場数
		第5条 関係	第7条 関係		日平均排水 量50m3 未満	施行令別表 第4の施設 を設置する 事業場	その他				
東 京 湾	さいたま市	79									769
	川越市	40									320
	熊谷市	56									354
	川口市	18									133
	所沢市	20									155
	春日部市	22									279
	草加市	9						9			186
	越谷市	25									277
	千葉市	44						2			331
	市川市	86						5			259
	船橋市	120						1			299
	松戸市	37						5			278
	柏市	5									13
	市原市	97						3			363
八王子市	35									537	
町田市	12									53	
横浜市	76						6			1,070	
川崎市	64						8	12		563	
横須賀市	10									22	
政令市計	855						39	12		6,261	
伊 勢 湾	岐阜市	72									794
	名古屋市	76			3 (3)			6			326
	豊橋市	98						3			664
	岡崎市	82									384
	一宮市	80									420
	春日井市	74						1			462
	豊田市	145						1			806
	四日市市	100						7			769
政令市計	727				3 (3)		18			4,625	
瀬 戸 内 海	京都市	33									1,125
	大阪市	24									59
	堺市	100						8			630
	岸和田市	13						1			289
	豊中市	2									49
	吹田市	9						1			49
	高槻市	17				2 (1)					136
	枚方市	37									149
	茨木市	7									82
	八尾市	21						1			318
	寝屋川市	3									136
	東大阪市	12						5			135
	神戸市	91						8			686
	姫路市	123						6			396
	尼崎市	32						1			58
	明石市	20						4			106
	西宮市	13									193
	加古川市	31									206
	宝塚市	6									98
奈良市	37									332	
和歌山市	134						1			683	
岡山市	164						5			974	
倉敷市	146						15			874	
広島市	81									921	
呉市	45						2			570	
福山市	87						1			511	
下関市	63						5			543	
徳島市	109						4			659	
高松市	76						4			1,021	
松山市	102									628	
北九州市	59									158	
大分市	109						7			1,189	
政令市計	1,806				2 (1)		79			13,963	
政令市合計	3,388				5 (4)		136	12		24,849	

表12 計画変更命令等、改善措置命令等、総量規制関連違反の内訳

該当なし

表13 瀬戸内海法に基づく許可、措置命令および届出等

瀬戸内海法

	第5条第1項の許可				第8条第1項の許可				第11条の措置命令			第7条第2項届出	第8条第4項届出	第9条 届出			第10条第3項届出	第12条の8届出
	申請	許可	不許可	審査中	申請	許可	不許可	審査中	第5条関係	第8条関係	計			氏名等変更	使用廃止	計		
京都府	4	4			5	5							4	20	9	29	3	
大阪府	21	17		4	26	22		4				1	3	41	13	54	6	
兵庫県	43	32		11	50	43		7					7	67	19	86	5	
奈良県	2	2			3	3								3	5	8		
和歌山県	8	8			6	6								6	3	9	1	
岡山県	25	23		2	29	28		1					5	19	17	36	8	
広島県	17	13		4	20	19		1						38	8	46	4	
山口県	20	16		4	56	52		4					2	38	9	47	5	
徳島県	24	20		4	34	30		4						28	21	49	4	
香川県	13	13			8	8							7	30	16	46	5	1
愛媛県	13	9		4	32	31		1						18	21	39	5	1
福岡県	1	1			12	12							1	12	3	15		
大分県	8	8			4	4								17	3	20	5	
都道府県計	199	166		33	285	263		22				1	29	337	147	484	51	2
京都市					1	1								2		2		
大阪市	3	3			3	3							1	1	3	4		
堺市	2	2			12	12								10	8	18		
高槻市															2	2		
東大阪市															1	1		
神戸市	6	5		1	9	9							1	16	3	19	6	
姫路市	7	6		1	17	17								10	5	15	2	
尼崎市	10	8		2	9	9							3	7	10	17		
西宮市					1	1								1	1	2		
奈良市														4		4	1	
和歌山市	9	8		1	8	6		2						11	2	13	2	
岡山市	9	9			7	7							1	10	11	21	1	
倉敷市	11	11			25	25							2	12		12		
広島市	2	2			4	4								2	1	3		
福山市	5	5			2	2								9		9	1	
下関市	4	4			5	5								3	2	5		
徳島市	8	8			16	16								8	5	13		
高松市	2	2			3	3								5	2	7	2	
松山市	2	2			10	8		2					1	10	6	16	2	
北九州市	16	16			19	19								7	17	24	1	
大分市	7	7			8	8							1	7	9	16	3	
政令市計	103	98		5	159	155		4					10	135	88	223	21	
合計	302	264		38	444	418		26				1	39	472	235	707	72	2

表14 瀬戸内海法に基づく不許可、措置命令等の内訳

該当なし

表15 湖沼特定施設等の届出件数等

水濁法・湖沼法

	施設区分 (*)	釜房ダム貯水池		八郎湖		霞ヶ浦			印旛沼			手賀沼		諏訪湖		野尻湖		琵琶湖			中海		穴道湖		児島湖			総数		
		宮城県	秋田県	秋田市	栃木県	茨城県	千葉県	つくば市	千葉県	千葉県	船橋市	千葉県	松戸市	柏市	長野県	長野県	滋賀県	大津市	京都府	京都市	鳥取県	鳥根県	鳥根県	岡山県	岡山市	倉敷市				
		(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)		(3)	
湖沼特定施設 (みなし指定地域特定施設を含む。)	水質汚濁防止法	第5条届出	(1)		4		83	29	16				5	8		51	10				9	13		12	6	246				
			(2)				3					1											1		1		6			
			(3)																									0		
		第7条届出	(1)		1		43	5	2			1		2	8		82	3				7	10		4	2	170			
			(2)		1		7		2	1		1		1										1				14		
			(3)																					1				1		
		第8条計画変更命令等	(第5条関係)	(1)																									0	
				(2)																										0
				(3)																										0
	計		(1)																										0	
			(2)																										0	
			(3)																										0	
	第6条届出	(1)														2												2		
		(2)																										0		
		(3)																										0		
	第10条届出	氏名等変更	(1)		3		66	3	40			4	6	11		78	7				5	6	16	3	3	251				
			(2)		1		10		26	2	3	5	3			4	1				2			1		58				
			(3)																									0		
		使用廃止	(1)	1	6		58	15	24			2	10	6		70	11				1	11	35	8	6	264				
			(2)				1					2				2						1	14		3	2	25			
			(3)	1																								1		
	第11条届出	(1)		4		12	1	5			1	2	1		12					3	6	6	3	3	59					
		(2)				1		1															1		3					
(3)																									0					
湖沼法	第8条(計画変更命令等)																									0				
	第10条(改善命令等)																									0				
指 定 設 施 (第20条については、準用指定施設を含む。)	湖沼法	第15条届出																									0			
		第16条届出																										0		
		第17条第1項届出																										0		
		第17条第2項届出	氏名等変更																										0	
			使用廃止																										0	
		第18条届出																										0		
		第20条(改善命令等)	第1項																										0	
第2項																											0			
立入検査数	昼間立入件数		46		90	11					1	54	41		83								21			347				
	夜間立入件数																									0				
行政指導	湖沼特定事業場・指定施設にかかる指導	内容	文書	10		119	2					8	6		30								6			181				
			口頭	5		109	6							11		30											161			
			処理施設の改善	2		36	8							5		5												56		
			排水の一時停止																									0		
			その他	13		194								8	13		54								6			288		
	湖沼法第24条による指導	文書																									0			
口頭					1																					1				

(注) *1: 施設区分(1): 湖沼特定施設(2), (3)を除く、(2): みなし指定地域特定施設、(3): 準用指定施設
 *2: 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

参考 平成20年度からの施行状況の概要（水質汚濁防止法）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
1 特定事業場数			
(1) 全特定事業場数	276,952	274,039	271,242
① 50m ³ /日以上	34,807	34,271	33,964
うち有害物質使用特定事業場	4,336(1)	4,179(1)	4,156
② 50m ³ /日未満	242,145	239,768	237,278
うち有害物質使用特定事業場	10,611(8)	10,348(7)	10,119(8)
(2) 特定事業場の上位3業種	1. 旅館業 (68,130) 2. 畜産農業 (30,380) 3. 自動式車両洗浄施設 (30,335)	1. 旅館業 (67,578) 2. 畜産農業 (30,409) 3. 自動式車両洗浄施設 (30,294)	1. 旅館業 (66,893) 2. 自動式車両洗浄施設 (30,449) 3. 畜産農業 (29,704)
2 計画変更命令（法第8条等）	0件	0件	0件
3 改善命令等（法第13条等）			
①改善命令	23件	26件	16件
②一時停止命令	1件	0件	0件
4 地下水の浄化措置命令 （法第14条の3）	0件	0件	0件
5 立入検査（法第22条）	43,509件	42,367件	41,260件
（昼間立入）	(42,934件)	(41,786件)	(40,672件)
（夜間立入）	(575件)	(581件)	(588件)
6 行政指導	7,631件	7,172件	8,076件
7 緊急時の措置（法第18条）	0件	0件	0件
8 措置の要請（法第23条）	0件	0件	0件
9 罰則の適用			
①排水基準違反（法第31条）	13件	6件	11件
②改善命令等違反（法第30条）	0件	0件	0件
③その他法違反 (水質総量規制関連を含む)	0件	0件	0件

(注) 「1 特定事業場数(1)全特定事業場数」において、括弧内の数字は、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数で内数である。